

九州玄海訴訟

真実を呼ぶ
1万人原告の
ひとりに
なっただけ
ください。

「原発なくそう！
九州玄海訴訟」
準備会

〒815-0033 福岡市南区大橋 1-8-19-6F

大橋法律事務所 弁護士 後藤富和

電話 092-512-1636 Fax 092-512-1637

Email gotou@ohashib.jp

この裁判は、
すべての原発をなくす
ため、まず玄海原発を
止める裁判です。



福島でおきた東京電力の原発事故で、原発の安全神話は崩れました。でも実はまだ福島の被害の実態ですら明らかになっていません。私たちは裁判という手段で真実を引き出し、国と九州電力を相手方として、原発の危険性・不合理性を主張し、原子力発電所の永久の運転差止めを請求します。

それには多くの方の力が必要です。あなたもぜひこの趣旨にご賛同いただき、1万人原告のおひとりになっただけください。原告参加費用は、5000円です。原告参加申込書に必要事項をご記入のうえ、訴訟委任状と一緒に郵送してください。

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団
私たちも加わっています。

弁護士 馬奈木昭雄

(よみがえれ！有明訴訟弁護団団長)

弁護士 板井優 (川辺川利水訴訟弁護団団長)

弁護士 池永満 (福岡県弁護士会元会長)

弁護士 後藤富和

(よみがえれ！有明訴訟弁護団事務局次長)

裁判についてのQ&A

Q1 そもそも原告ってなんですか？

裁判所に裁判を「訴える人」です。この裁判でいうと、「玄海原発を全部止めてほしい」と訴える人のことです。なお、この裁判では付随的に慰謝料請求もしますが、お金をとることが目的ではありません。仮に慰謝料請求が認められてお金がとれたとしても、裁判費用に充てます。

Q2 誰でも原告になれますか？

すべての原発を止める一環として玄海原発を止めることに賛同する方は誰でも原告になれます。政党や宗教、思想は問わず、個人の資格で原告になるものとします。九州以外にお住まいの方、20歳未満の方も原告になれます（20歳未満の方が原告になる場合は、訴訟委任状の記載方法をお尋ねください。）。

Q3 原告になる手続を教えてください。

原告参加申込書に必要事項を記入して、訴訟委任状と一緒に下記に郵送のうえ、原告参加費用5000円を下記口座にお振り込みください。申込書等は**大橋法律事務所**までお電話メールでお問い合わせください。

【送付先】 〒838-0068 福岡県朝倉市甘木1193番1 弁護士法人奔流法律事務所朝倉オフィス気付
「原発なくそう！九州玄海訴訟」準備会

【振込先】・ゆうちょ銀行口座間の振替の場合

ゆうちょ銀行 記号番号 01730-7-141605

加入者名 原発なくそう！九州玄海訴訟を進める会

・ゆうちょ銀行以外からの振込の場合

ゆうちょ銀行 店名 一七九店（イチナナキュウ店） 当座 口座番号 0141605

名義 原発なくそう！九州玄海訴訟を進める会

Q4 原告になったら、原告になったことが他の人にもわかりますか？

一般的に公表されることはありませんが、被告の国や九州電力には原告になったことが知られます。裁判は応援したいけど色々な事情で原告になれない方は、カンパでの応援をお願いいたします（詳しくはQ7を）。

Q5 原告になったら、何をすればいいのですか？

裁判所に私たちの声を届けるためにも、ぜひ裁判の傍聴にお越しください。ただ、裁判に来ることは義務ではありません。

Q6 原告になるのにお金はいりますか？

原告参加申込み時に参加費用5000円が必要です。この5000円は裁判所に提出する訴状に添付する印紙代等に充てられますので、訴訟提起後に原告団をやめられても、参加費用はお返しできません。

Q7 原告にはなれないけれど、他にできることはありますか？

あります。裁判は、印紙代の他に、印刷費、交通費などの諸経費が多くかかります。みなさんの金銭的な支援が必要です。1口1000円からカンパを受け付けています。カンパの送金先口座はこちらです。

西日本シティ銀行・佐賀支店 普通預金 No.1351126 弁護士稲村蓉子（ペンゴシ イナムラヨウコ）

Q8 もっと裁判の応援をする方法がありますか？

講演会の運営や事務作業、広報などのお手伝いをしてくれるサポーター会員を募集しています。知恵と力を貸してください。ぜひサポーター会員にご登録ください。

Q9 その他のわからないことはどこに聞けばいいですか？

弁護団HPをご覧ください。また、お気軽に、お電話・メールでもお問い合わせください。
大橋法律事務所（担当 後藤）電話 092-512-1636